

(趣旨)

第1条 鯖江・丹生消防組合消防団の設置等に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第16号)第2条の規定による消防団の組織、運営等については、この規則の定めるところによる。

(組織)

- 第2条 消防団に、団本部および分団を置く。
- 2 団本部に、機能別分団を置く。
- 3 分団および機能別分団の名称および管轄区域は、別表のとおりとする。

(階級)

- 第3条 消防団員の階級は、次のとおりとする。
- 団長
副団長
分団長
副分団長
班長
団員

第4条 団本部に団長および副団長を、分団に分団長、副分団長、班長および団員を置き、機能別分団に班長および団員を置く。

第5条 団長に事故があるときは副団長が、団長および副団長ともに事故があるときは、あらかじめ団長の指名する分団長が、団長の職務を行う。

(分限の手続)

第6条 任命権者は、鯖江・丹生消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第18号)第5条の規定に該当するものとして、消防団員を降任し、または免職する場合は、その旨を記載した書面を当該消防団員に交付して行う。

(懲戒の手続)

第7条 任命権者は、鯖江・丹生消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例第6条の規定に該当するものとして、消防団員に対し戒告、停職または免職の処分をする場合は、その旨を記載した書面を当該消防団員に交付して行う。

(出動)

- 第8条 消防車が災害現場に出動する場合は、サイレンを吹鳴し、事故を防止するほか、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 指揮者は、機関員の隣席に乗車し、的確な情勢判断をし、必要な指示を与えなければならない。
- (2) 消防団員および消防職員以外を、消防車に乗車させてはならない。

(活動)

第9条 水火災等災害現場に到着した消防団は、相互に連絡協調し、設備、機械器具および資材を最高度に活用して、住民の生命、身体および財産の保護に当たり、水火災等の防ぎよ鎮圧に努めなければならない。

第10条 機能別分団の活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 火災予防および応急手当等の普及指導活動
- (2) 広報活動
- (3) 水火災および大規模災害等での活動
- 2 機能別分団の団員について必要な事項は、管理者が別に定める。

(令2規則1・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年規則第1号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年規則第2号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表

(令2規則1・全改、令6規則2・一部改正)

鯖江消防団

名称	管轄区域
----	------

進徳分団	本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、旭町1丁目、旭町2丁目、旭町3丁目、旭町4丁目、柳町1丁目、柳町2丁目、柳町3丁目、柳町4丁目、桜町1丁目、桜町2丁目、桜町3丁目、長泉寺町1丁目、長泉寺町2丁目、西山町、小黒町1丁目、小黒町2丁目、小黒町3丁目、有定町1丁目、有定町2丁目、有定町3丁目、長泉寺町
惜陰分団	横江町1丁目、横江町2丁目、日の出町、深江町、屋形町、舟津町1丁目、舟津町2丁目、舟津町3丁目、舟津町4丁目、舟津町5丁目、住吉町1丁目、住吉町2丁目、住吉町3丁目、宮前1丁目、宮前2丁目、上鯖江1丁目、上鯖江2丁目
新横江分団	横越町、新町、下新庄町、定次町、五郎丸町、新横江1丁目、新横江2丁目、東鯖江1丁目、東鯖江2丁目、東鯖江3丁目、東鯖江4丁目
神明分団	水落町1丁目、水落町2丁目、水落町3丁目、水落町4丁目、北野町1丁目、北野町2丁目、神明町1丁目、神明町2丁目、神明町3丁目、三六町1丁目、三六町2丁目、幸町1丁目、幸町2丁目、田所町、神中町1丁目、神中町2丁目、神中町3丁目、北野町、水落町、糺町(みどり町内会)
鳥羽分団	神明町4丁目、神明町5丁目、丸山町1丁目、丸山町2丁目、丸山町4丁目、鳥羽1丁目、鳥羽2丁目、鳥羽3丁目、鳥羽町、つつじヶ丘町、御幸町1丁目、御幸町2丁目、御幸町3丁目、御幸町4丁目、東米岡1丁目
中河分団	中野町、上河端町、舟枝町、橋立町、下河端町、青葉町
片上分団	吉谷町、四方谷町、南井町、大野町、大正寺町、別所町、乙坂今北町
立待分団	吉江町、米岡町、入町、西番町、杉本町、糺町、東米岡2丁目、丸山町3丁目、三尾野出作町
石田分団	石田上町、石田中町、石田下町
吉川分団	川去町、西大井町、田村町、持明寺町、冬島町、二丁掛町、吉田町、大倉町、小泉町、平井町、熊田町
豊分団	下野田町、和田町、石生谷町、漆原町、上野田町、上氏家町、下司町、鳥井町、当田町、下氏家町
北中山分団	松成町、落井町、磯部町、戸口町、中戸口町、上戸口町、川島町
河和田分団	別司町、河和田町、筋生田町、片山町、西袋町、金谷町、寺中町、北中町、東清水町、尾花町、沢町、上河内町
機能別分団	市内全域

越前消防団

名称		管轄区域
朝日地区	1分団	西田中、内郡、東内郡、朝日、上川去、春日
	2分団	気比庄、新庄、田中、市、乙坂、栃川、宮ノ西団地、天王、天宝、宝泉寺
	3分団	岩開、佐々生、宇田
	4分団	金谷、青野、頭谷、茱原、境野
	5分団	横山、牛越、野末、大畑、小倉、葛野、野田、下糸生、上糸生、脇、大谷寺、中野、大玉、清水、森、杖立、小川、真木、天谷、東二ツ谷
織田地区	1分団	鎌坂、北、辻、高橋、杉の花、市場、堤、上戸
	2分団	東、馬場、寺家、上野、平等、下河原、矢倉
	3分団	中、大王丸、三崎、打越、四ツ杉、下山中、上山中
	4分団	細野、岩倉、笹川、桜谷、山田、赤井谷、入尾、笈松、萩野の里、脇谷、丸山、西ヶ丘、沖田
越前地区	1分団	米ノ、午房ヶ平、六呂師
	2分団	高佐、茂原、白浜
	3分団	厨、道口
	4分団	大樟、小樟
	5分団	宿、新保、城ヶ谷、梅浦
	6分団	玉川、血ヶ平、左右、梨子ヶ平
宮崎地区	1分団	江波、広野、蚊谷寺
	2分団	小曽原、古屋、増谷、熊谷
	3分団	檜津、八田新保、舟場
	4分団	蟬口、大谷、宇須尾、野、上野、陶の谷、円満、寺
	5分団	八田、宇呂

機能別分団

町内全域